

信濃町地区集会施設改修等事業補助金について

(令和6年度)

区・組が管理する集会所（公会堂）の改修費及び非常警報設置費の一部を補助します！ 4月11日（木）から募集開始

町では、自治会の活動拠点であり、住民の一時避難場所でもある集会所（公会堂等）を維持してゆくため、区・組が行う集会所の改修工事と非常警報設置工事の経費に対して、予算の範囲内において、その一部を補助することとしました。

■集会所の改修工事

【対象工事の例】

- ・屋根のふき替え
- ・外壁、天井、床、内壁の張替え
- ・土台替え（バリアフリー化スロープ設置等）
- ・給排水設備、便器の取替え
- ・屋根、外壁の塗装その他町長が必要と認める工事
(畳の表替え、障子、襖の張替え等軽微なものは対象外となりますので、事前にご相談ください。)

【補助要件】

- ・施工業者が町内の業者であること（町外業者の場合は対象外）
- ・集会所を取得後、15年以上経過していること（15年未満は対象外）
- ・10万円以上の工事費であること（10万円未満は対象外）

【補助限度額及び補助率等】

- ・補助限度額は50万円とします。
- ・工事費から10万円を控除し、残りの額の1/2を補助します。（千円未満切捨て）
(例ー工事費100万円の場合)
 $(100万円 - 10万円) \times 1/2 = \text{補助金} 45万円$

【補助申請の方法】一町への提出書類

- ・交付申請書 添付書類ー改修工事計画書、工事見積書、改修前写真
- ・実績報告書 添付書類ー工事代金領収書写し、工事写真（施工前・施工中・施工後）
- ・交付請求書

【その他特記事項】

- 1 詳しくは、「信濃町地区集会施設改修等事業補助金交付要綱」のとおり
- 2 町の令和6年度当初予算額は、100万円です。申請のあった順に承認しますので、予算を超える場合は次年度以降とさせていただきます。
- 3 この要綱による補助金交付後、7年間は補助できません。
- 4 ただし、天災等による場合はこの限りではありませんのでご相談ください。

■集会所へ設置する非常警報設置工事

【補助要件】

- ・施工業者が町内の業者であること（町外業者の場合は対象外）
- ・集会所を取得後、15年以上経過していること（15年未満は対象外）

【補助限度額】

- ・補助金限度額は5万円とします。ただし、5万円を下回る工事の場合は、その工事費とします。（千円未満切り捨て）

【補助申請の方法】一町への提出書類

- ・集会所改修工事と同様

【その他特記事項】

- ・詳しくは、「信濃町地区集会施設改修等事業補助金交付要綱」のとおり
- ・非常警報設置工事に係る町の令和6年度当初予算額は、10万円です。申請のあった順に承認します。申請多数の場合は、別途考慮します。
- ・この要綱による補助金交付後、7年間は補助できません。

申請先・問い合わせ先 信濃町総務課まちづくり企画係（255-1007）
町の公式ホームページにも掲載しております。<https://www.town.shinano.lg.jp/>